# 前払金の請求について

前金払条項が適用されている契約について，次の事項に留意し，前払金の請求を行ってください。

※請求書は，旭川市ホームページからダウンロードできます。

ホーム＞事業者向け＞入札・契約＞入札・契約情報＞工事＞契約関係書式＞入札・契約関係書式（３）

1　請求は，下記問合せ先に，次の必要書類を提出すること。

(1) 請求書

(2) 公共工事前払金保証証書（電子保証の場合は電子保証証書の認証キーがわかる書類を含む。）

2　請求書の記入内容について

(1) 右上の年月日は，請求書の提出年月日を記入すること。

(2) 請求内容の欄は，下記のように記入すること。

| |
|---|
| 「〇〇〇〇工事　前払金として」<br>（業務委託の場合は「〇〇〇委託　前払金として」とする。） |

(3) 内訳の欄は，記入しないこと。

(4) 請求額の欄は，公共工事前払金保証証書（電子保証証書を含む。）の保証金額と同じ金額を明瞭に記入すること。また，金額の頭に「￥」を入れること。

(5) 振込先は，前金払用の普通預金口座を記入すること。

**※前払金の支払を受けたにもかかわらず，当該前払金を他の建設工事の支払に流用したり，資材の購入，建設労働者の募集その他当該前払金に係る下請け工事の着手に必要な費用を前払金として支払わない等の行為は絶対に行わないこと。**

**※前払金を請求する時期が工期の終了間近であったり，契約の大部分が履行されていると認められる場合には，請求書を受理しないことがあるので，請求する場合には早期に手続きをとること。**

（問合せ先）総務部契約課工事担当
電話０１６６－２５－９７０１
Ｅ-mail　keiyaku@city.asahikawa.lg.jp